

スポーツ少年団 指導者制度の改定について(概要)

○認定員・認定育成員の資格は 2020 年度(令和2年度)より廃止となります。

今後も引き続き、スポーツ少年団指導者として登録し、活動していくためには、認定員が併せて保有している**スポーツリーダー資格の移行手続き**を行うことによって**コーチングアシスタント**となる必要があります。

○2019年度(令和元年度)認定員の方で、移行申請をしたい方は、市スポーツ振興課 HP または日本スポーツ協会 HP でマニュアルを見ていただきながら各自申請をお願いします。

移行申請・手続きの時期によって、資格の有効期限が異なりますので、各自ご確認ください。

○移行するには、初期登録手数料 3,000 円+資格登録料 10,000 円の費用が発生いたします。

なお、これまでの単位団での指導者登録に発生している登録料は、引き続き毎年発生いたします。

○制度改定にあたり、今すぐ移行しなければならないというわけではございません。

移行の猶予期間が**2023年度(令和5年度)**まで設定されております。

○これから指導者の資格をとる方については、新資格の**スタートコーチ**となり、スタートコーチ養成講習会で取得できます。

※令和3年10月10日に結城市で養成講習会を開催予定です。

詳細はおって単位団あて通知いたします。

○詳しい説明は「日本スポーツ少年団」のサイトに資料が掲載しております。

図1(裏面)で、①～⑦のパターンをご自身の状況と照らして、ご確認ください。

※認定員はスポーツリーダーの資格も併せて保有しております。

○問合せ先

結城市スポーツ少年団事務局

(結城市教育委員会内スポーツ振興課内)

結城市中央町二丁目3番地

TEL0296-32-6340

図1

2019年度

2020年～

①	認定員 スポーツリーダー	移行 	コーチングアシスタント	スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」
	※スポーツリーダーから新資格への移行を行った場合。			

②	認定員 スポーツリーダー	移行しない	スポーツリーダー	スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」 ※2023年度までは指導者として登録可 2024年度からは「役員」または「スタッフ」
	※移行手続きを行わなかった場合、2024年度からはスポーツリーダー（永年資格）となる。			

③	認定員・認定育成員 競技別JSPO公認 スポーツ指導者資格	移行手続き不要	競技別JSPO公認 スポーツ指導者資格	スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」
	※競技別JSPO公認スポーツ指導者資格を活かして活動していくこととなる			

④	競技別JSPO公認 スポーツ指導者資格	スタートコーチ 養成講習会受講 (内容一部免除)	競技別JSPO公認 スポーツ指導者資格 スタートコーチ (スポーツ少年団)	スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」
	※競技別JSPOスポーツ指導者資格のみ保有しており、認定員登録していない指導者は、スポーツ少年団の理念を習得していない状態とみなされる。 そのため、スポーツ少年団の指導者で「理念〇」の条件を満たすためには講習会を受講する必要がある。 (指導者として登録は可能だが、団としての条件には満たない。)			

⑤	競技別JSPO公認 スポーツ指導者資格	スタートコーチ 養成講習会受講 しない	競技別JSPO公認 スポーツ指導者資格	スポーツ少年団の理念を習得していない「指導者」
	※競技別JSPO公認スポーツ指導者資格として活動			

⑥	無資格指導者	スタートコーチ 養成講習会受講	スタートコーチ (スポーツ少年団)	スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」
	※新資格のスタートコーチ（スポーツ少年団）の資格を取得し、指導者として活動。			

⑦	無資格指導者	スタートコーチ 養成講習会受講 しない	無資格	「役員」または「スタッフ」 として登録
	※資格を持っていないため、「指導者」として登録できない。「役員」・「スタッフ」として登録する。			